

「五島市ふるさと大使」設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、五島市が委嘱する「五島市ふるさと大使」（以下「ふるさと大使」という）に関して必要なことを定める。

（役割）

第2条 五島市心のふるさと市民（以下「ふるさと市民」という）事業を広く宣伝し、加入促進を行う。

（対象）

第3条 心のふるさと市民の中の著名人・芸能人及び加入促進活動に特に協力している者。

（任期）

第4条 ふるさと大使の任期は委嘱から3年とする。

（委嘱）

第5条 副市長・市長公室長・観光物産課長により事前協議し市長が委嘱する。

2 委嘱時期は随時とする。

3 委嘱状を発行する。

（五島市が期待すること）

第6条 五島市はふるさと大使に、次のことを期待する。

（1）逐次、ふるさと市民事業の拡大に努めること。

（2）五島市を宣伝すること。

（五島市の役割）

第7条 五島市は、ふるさと大使のために次のものを提供する。

（1）五島市の情報

（2）宣伝活動用名刺

（3）五島市の宣伝に必要なパンフレット等

（その他）

第8条 上記のほかに必要なことは、別に定める。